

平成24年11月20日
関東管区行政評価局

警戒船講習会の受講料等開催方法の適正化 (あっせん)

総務省茨城行政評価事務所に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会特別顧問ほか7名）において検討した結果、警戒船講習会について、受講料を含む講習会の開催方法について、受講者の公平性が図られるよう見直しを行う必要がある等の意見を踏まえて、平成24年11月20日、海上保安庁に対してあっせんしました。

(注)「あっせん」とは、国民の皆様から行政機関等に対する苦情を受け付け、必要な調査を行った上で、行政機関等に問題があれば、その問題について改善策を示し行政機関等に対し改善を要請する(求める)ことを言います。

【相談要旨】

海上保安庁の指定講習である警戒船講習会は、主催者によって受講料にばらつきがみられる。同講習会の受講料は1講習当たり2,000円の場合が多いが、例えば、第三管区海上保安本部管内では公益社団法人東京湾海難防止協会が実施しており、受講料は1講習当たり4,000円とされている。一方、第五管区海上保安本部管内では同保安本部が実施しており、受講料は無料とされている。

海上保安庁が実施している講習であるにもかかわらず、受講料にばらつきがみられるのはおかしいので、見直してほしい。

制度の目的・概要

一般船舶及び工事用船舶等の航行安全を確保する観点から、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第30条、港則法（昭和23年法律第174号）第31条等に基づき許可又は届出を要する海上工事・作業においては、警戒船の配備を条件とする場合がある。

警戒船の配備は、海上において一旦事故が生じた場合、その被害は甚大なものとなる可能性があることから、海難事故を防止するために必要とされるものである。この警戒船の乗組員には、事故防止のために業務を適切に行うための知識・技能の確保が必要である。

警戒船講習会（以下「講習会」という。）の内容は、海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法等の海事関係法令の解説、警戒業務の実施方法、緊急時の対応等に関する座学となっている。講習会は、警戒船の運用を管理する警戒業務管理者を対象とした管理講習と警戒船に乗船して警戒業務を行う専従警戒要員を対象とした業務講習の2種類があり、講習会の受講終了後には、受講者に対して海上保安部長等による受講証明書が交付される。

講習会の開催状況

全国 11 の各管区海上保安本部管内における、平成 23 年度及び 24 年度の講習会の開催（予定）状況、講習内容、受講料について、海上保安庁から事情聴取した結果、各管区海上保安本部等が実施する講習の内容と海難防止協会等民間の団体が実施する講習の内容は、ほぼ同一であるにもかかわらず、講習会の実施主体により受講料が区々となっている状況がみられた。

		管区海上保安本部・海上保安部等	受講料	海難防止協会等	受講料
23 年度	計 27 回 (10 管区)	8 回	無料	5 回	4,000 円
				14 回	2,000 円
24 年度	計 24 回 (8 管区)	13 回	無料	4 回	4,000 円
				7 回	2,000 円

（注）平成 24 年度は、実施予定のものを含む。

改善の必要性

講習内容がほぼ同一であるのに、管区海上保安本部等国の機関が実施する場合には講習会の受講料が無料である一方、海難防止協会等民間の団体が実施する場合は有料で、しかもその受講料の額が区々になっていることは公平性に欠けると考えられる。

（あっせん等の要旨）

海上保安庁は、受講者の公平性を担保する観点から管区海上保安本部等国の機関自らが実施することによる受講料の無料化を含む講習会の開催方法について抜本的に見直す必要がある。